

いじめ防止対策マニュアル

(いじめ防止基本方針)

生徒指導心得

◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・ 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。
- ・ 徹底して「かまって」あげます。
- ・ いざという時、全員で動きます。
- ・ 1秒でも早く、プロの手に渡します。



学校教育目標

確かな学力を身に付け、健康で心豊かな生徒の育成

目指す生徒像

よく学ぶ生徒 心豊かな生徒 健康でたくましい生徒

目指す学校

大志にいどみ 活気あふれる わが母校こそわが誇り
地域に誇れる 一流の吉岡中学校

**『いじめは人間として絶対に許されない』
『何があっても絶対に死んではいけない』**

平成28年4月

熊谷市立吉岡中学校

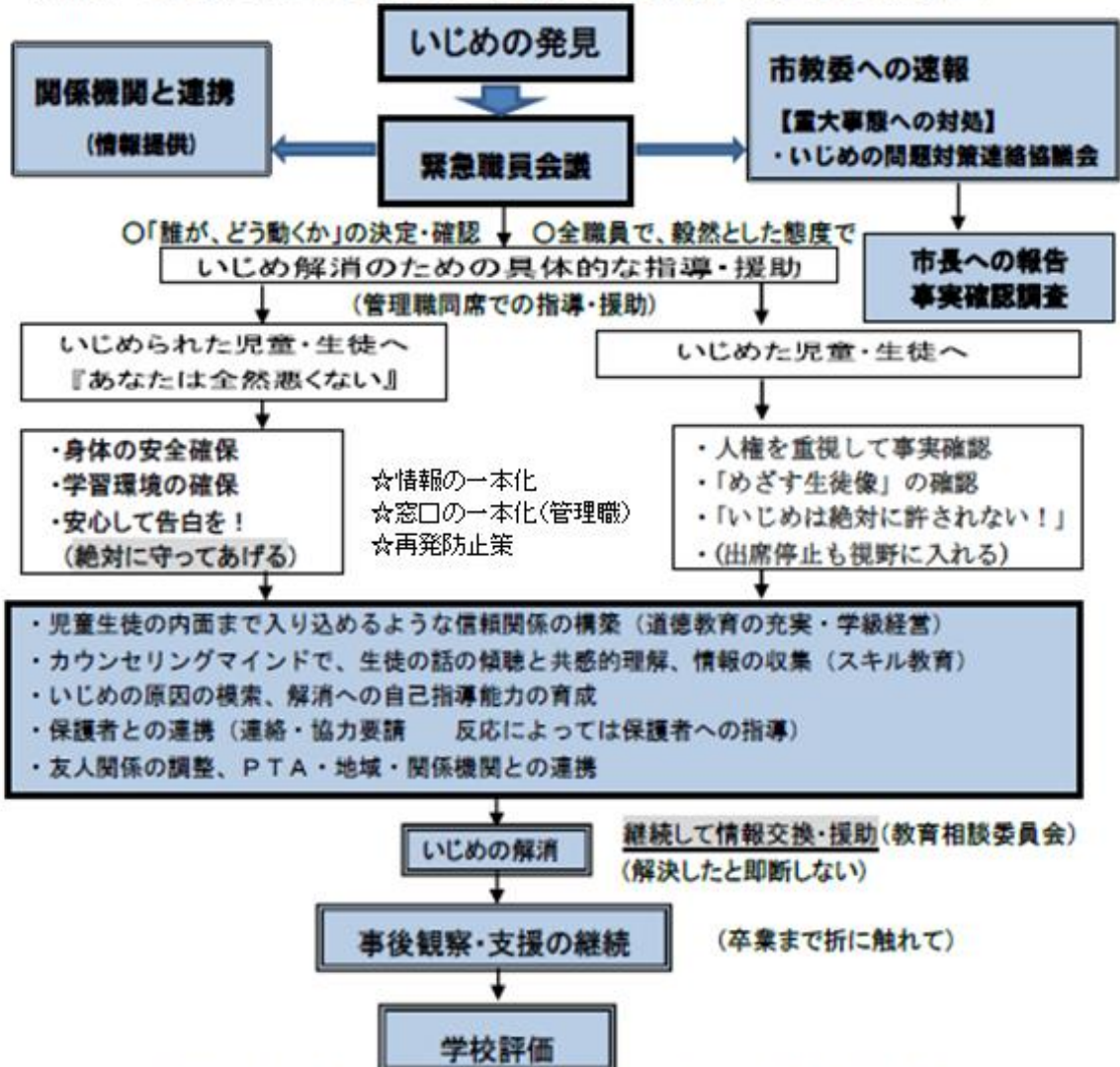
1 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

熊谷市立吉岡中学校

◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない
 ※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】
 ① 一定の人的関係にある者から、
 ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
 ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



生徒指導マニュアル（いじめ防止対策マニュアル）の活用・実践

2 いじめ撲滅宣言

熊谷市立吉岡中学校「いじめ撲滅宣言」

【前文】

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか？

私たちは、一人一人がお互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに宣言します。

【いじめているあなたへ】

私たちは、いじめは絶対に許しません。あなたがいじめでいい理由なんてどこにもありません。自分、相手、そして周りの人のためにも、今すぐにやめましょう。そして二度と繰り返さないためにも、いじめている相手にすぐに謝りましょう。

【いじめられているあなたへ】

「負けないで！」あなたは、全然悪くない。我慢しないで、勇気を出して私たち、周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。「告げて(チックって)」いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

【いじめを見ているあなたへ】

いじめをただ見ているあなたも、いじめている人と同じです。いじめを見たり聞いたりしたら、勇気を出して「それはいじめだよ」と口に出し、止めさせましょう。もし、それができなければ、私たち、仲間に、先生や身近な大人に「告げて(チクって)」ください。

【まわりの大人の皆さんへ】

私たちの小さな SOS に気づいてくれていますか？私たちの行動一つ一つに関心を持ってください。そして、いざという時、私たちを守ってください。お願いします。

(平成 26 年 2 月 13 日作成)

この宣言は、市内 16 中学校の代表生徒が集まり、作成したものです。

STOP!



※平成 28 年 5 月 26 日(火)に開かれた生徒総会で採決

3 いじめ防止基本方針

熊谷市立吉岡中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本方針

- ① いじめは絶対に許されないことという強い認識を持つこと
- ② いじめを受けた生徒を全力で守ること
- ③ いじめをした生徒に対し、毅然とした態度で指導すること
- ④ 組織で対応すること
- ⑤ 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること

2 組織

いじめ防止等対策委員会

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、PTA 代表、地域教育相談員

(3) 開催

ア 学校いじめ防止対策委員会

イ 臨時部会（必要に応じて）

3 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

○教育活動全体を通して、いじめをしない、許さない資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。

○9月の第1週を絆週間として、命の授業を行う。

(2) 人権教育の充実

○授業ではねらいを明確にし、自ら学ぶ場の提供をする。板書ルールを統一する。

○地域の中での体験活動、生徒主体の生徒会活動に取り組む。スキル教育と道徳教育に取り組む。

○全校で取り組むありがとうの木や授業の約束等を掲示する。また、人権アンケートを取り、人権を身につけることができたといえる結果が出す。

4 いじめの早期発見

(1) 日頃の生徒の観察

(2) 生活アンケートの実施（年5回）

(3) 生徒支援委員会（週1回）

(4) 生活ノートによる把握

5 いじめへの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「生徒指導マニュアル」「いじめ防止基本方針（本紙）」に基づき、対応する。

- 校長 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、緊急職員会議を開催する。
- 教頭 校長を補佐し連絡調整を行い、広報を担当する。
- 教務主任 情報を集約する。
- 担任 事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任 担当する学年の生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長に報告する。
- 生徒指導主任 生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡調整を図る。
- 教育相談主任 収集した情報に応じて、管理職と教職員とのパイプ役を行う。
- 特別支援コーディネーター 問題の背景に発達障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭 生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒のカウンセリングを行う。
- 地域教育相談員 学校及び校区内の巡回等を通じ、いじめや不登校の問題等に関する状況を把握するとともに、声かけなどを通して、生徒の健全育成のために具体的援助を行う。
- ほほえみ相談室 児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者・地域のパイプ役として、不登校・問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に当たる。

6 重大事態への対応

- (1) 生命・心身に重大な被害を生じた疑い
- (2) いじめが原因で年間30日以上欠席を余儀なくされている疑い
- (3) 保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

対応

- ① 学校は直ちに教育委員会に報告をする。
- ② 学校は教育委員会の指導のもと、いじめ対策委員会を設置する。
- ③ 学校はいじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 学校はいじめを受けた生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤ 学校は調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校は調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

7 研修

各月の行われる職員会議の中に研修を設け、全教職員に情報交換及び対策を話し合う時間をつくり、取り組む。